

知事部局各主管課長  
部内各課（室）長  
各地方局建設部管理課長  
各土木事務所用地（事業）管理課長

様

土木管理課長

工事完成時における主任（監理）技術者の専任及び  
現場代理人の常駐に係る取扱いについて（通知）

平成19年3月23日付け18土第1053号で通知した標記（以下「本取扱い」という。）について、別添案のとおり改正することとしましたので通知します。

今回の改正は、県発注工事のうち「工期終期日以降に工事検査を行う工事」と「工期内に工事検査を行う工事」の技術者の専任期間の取扱いに下記のとおり差異がある現状となっていることから、この解消を図るとともに、主任技術者が専任要件緩和措置により兼任している工事が完了し、新たに契約した別の工事を同一の主任技術者が担当しようとする場合の取扱いについても明確となるよう整理したことに伴い様式改正等を行うものです。

今後、25年度補正予算及び26年度当初予算にかかる県工事が多く発注されることとなりますが、本取扱いの活用は、建設業者において技術者の効率的配置が可能となるだけでなく、県においても工事をより円滑に発注できることとなる等、双方にメリットが大きいものであることを御承知いただき、積極的な活用をお願いします。

記

1 本取扱いの活用による差異の解消について

(1) 「工期終期日以降に工事検査を行う工事」の取扱いについて

工期終期日までに現場作業が終了し、工期終期日に完了届が提出され、出来形確認、工事検査を行う工事については、出来形確認が行われることを以て技術者を配置する必要がなくなり、以降は工事検査日を除いて技術者の対応は求めておらず、出来形確認以降は条件が整えばこの技術者が他の工事に従事することも可能である。

(2) 「工期内に工事検査を行う工事」の取扱いについて

工期内に工事検査まで行う工事については、出来形確認後も工事検査が終わるまで、現場が稼働していないにもかかわらず技術者の専任配置を求めており、この間、この技術者が他の工事に従事することは認められない。

### (3) 技術者の専任解除承認の積極活用について

県においては、本取扱いにより、専任配置が必要な工事の出来形確認が終了し工事現場が実質的に稼働していない期間については、工事検査までの間においても専任解除申請及び承認の手続きを経て専任配置を求めない取扱いを平成19年度から実施しており、本取扱いを活用することにより、「工期内に検査を行う工事」についても、現場作業終了後、完了届と同時に建設業者から専任解除申請を提出させ、出来形確認後に専任解除承認を行うことで技術者の配置は解かれ、条件が整えばこの技術者が他の工事に従事することも可能となり、工事検査を工期終期日以降に行う工事と同様に取扱うことができることとなる。

### 2 主任技術者の専任要件緩和措置に合致する工事について

平成25年2月28日付24土第805号及び平成26年2月19日付25土第847号で通知した主任技術者の専任要件緩和措置に合致し、同一の主任技術者が兼任している工事のうち一件の工事が完了する段階において、新たに契約した別の工事を同一の主任技術者が担当する場合の取扱いは次のとおり。

- (1) 「工期終期日以降に工事検査を行う工事」については、出来形確認が行われることを以て、次の新たな工事を担当できる取扱いとしている。

具体的には、別紙「主任技術者の兼任等シミュレーション」の上段の工事(イ)について、出来形確認後に、この主任技術者が兼任している工事(ア)に加え、新たに工事(ウ)を契約し担当することも可能である。

- (2) 「工期内に工事検査を行う工事」についても、本取扱いを活用することにより、出来形確認及び専任解除承認が行われることを以て、次の新たな工事を担当できることとなる。

具体的には、別紙「主任技術者の兼任等シミュレーション」の下段の工事(イ)について現場作業終了後、完了届と同時に建設業者から専任解除の申請(本取扱い様式1)を提出させ、出来形確認後に発注者が専任解除の承認(同様式3)を行うことにより、条件が整えば、この主任技術者が兼任している工事(ア)に加え、新たに工事(ウ)を契約し担当することが可能となる。

本取扱いにより専任解除を行うのは県独自の取扱いであることから、本取扱いにより主任技術者の兼任を認める範囲も県発注工事のみとなる。(別紙「主任技術者の兼任等シミュレーション」の工事(ア)(イ)(ウ)全て県発注工事の場合のみ可)

建設業者からの協議・申請・承認及び発注者間の確認など具体的手順については、別紙「主任技術者の兼任等シミュレーション」の ~ 及びフロー「主任技術者の兼任について」を参考に、適正な施工ができる旨確認しつつ進める必要がある。

〔問い合わせ先〕

土木管理課建設業係 野尻・都築・二宮

( P H S 4280・4272・4281 )

(別紙 1)

## 工事完成時における主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐に係る 取扱いについて

請負金額 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）の工事において配置する主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定により、当該工事の契約工期中、専任で配置すべきこととされているが、工事の完成検査が終了し事務手続のみが残っている場合その他これに類する場合などにあつては、該当する期間を手続上明確にしている限り必ずしも専任を要しないと解されている。

また、工事請負契約約款の規定により当該工事に専任での配置を求める担当技術者についても、上記主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐と同様に取り扱っても特段の支障はない。（以下「主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐並びに担当技術者」を総称して、「主任技術者等」という。）

一方、現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、原則として目的物の引渡し完了するまでの間においては、現場管理の必要性から工事現場への常駐を求めているが、主任技術者等の専任と同様、工事の完成後事務手続のみが残っている場合など、請負業者が何らかの代替措置を講ずる限りにおいて、必ずしも当該現場代理人の常駐を要しないことがあると認められる。

これらのことを踏まえ、工事の工事完成時における主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐について下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

#### 1 専任又は常駐を要しない期間（別表 1 参照）

##### (1) 主任技術者等の専任

主任技術者等については、監督員との出来形確認に係る協議が終了し、工事現場が実質的に稼働していない期間については、請負業者からの申出を発注機関が承認した以降は、工事検査、臨機の対応等を行う日を除き、専任での配置を要しないものとする。

##### (2) 現場代理人の常駐

現場代理人については、工事現場が稼働していない間は常駐を要しないことから、監督員との出来形確認に係る協議が終了した後、請負業者が当該現場代理人と同等以上の者を現場保全等の担当者として別に指定すれば、請負業者からの申出を発注機関が承認した以降は、工事検査、臨機の対応等を行う日を除き、当該工事現場への常駐を要しないものとする。

##### (3) 他の工事の主任技術者等となろうとする場合の取扱い

専任又は常駐を要しない期間において、主任技術者等又は現場代理人が新たに他の工事に従事しようとする場合については、次のいずれの条件も満たすときに限り認めるものとする。

出来形確認が終了した工事と他の工事がともに県発注工事であること。

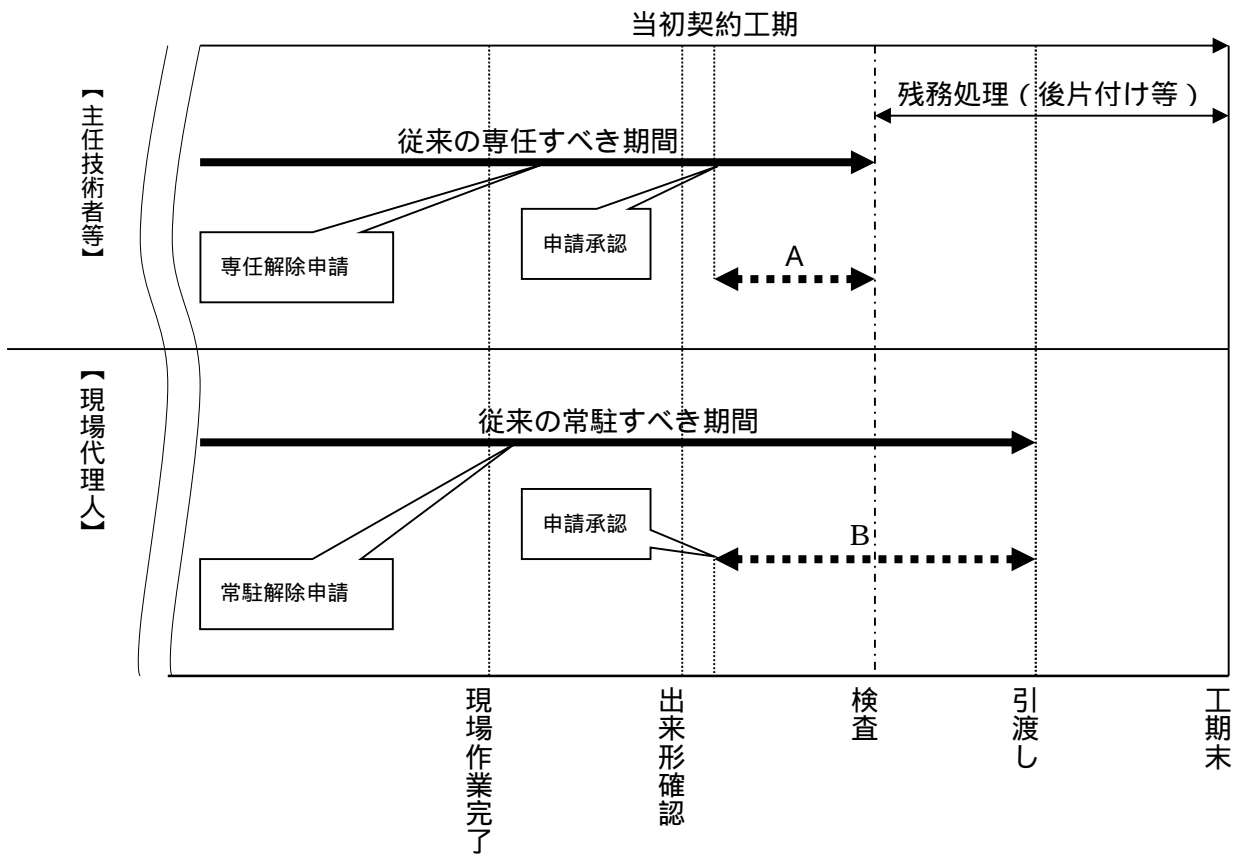
出来形確認が終了した工事に係る検査等の日程と他の工事の現場稼働日が重複しないこと、又は両工事の日程調整が可能であること。

## 2 事務手続について（別表2参照）

- (1) 主任技術者等の専任の解除又は現場代理人の常駐の解除に係る申請  
請負業者は、主任技術者等の専任の解除については様式1により、現場代理人の常駐の解除については様式2により、発注機関に申請することができる。
- (2) 主任技術者等の専任の解除又は現場代理人の常駐の解除に係る決定  
発注機関は、請負業者から、工事完了に伴う関係資料の提出とともに(1)の申請があった場合は、工事現場における出来形確認に係る協議の結果（工事の手直しや追加工事等の必要性の有無等）を十分に勘案するとともに、新たに従事する他の工事の発注機関にも適正な施工が確保できる旨確認を行った上で、主任技術者等の専任の解除又は現場代理人の常駐の解除について決定する。
- (3) 承認通知  
発注機関は、主任技術者等の専任又は現場代理人の常駐の解除を認める場合は、速やかに主任技術者等については様式3により、現場代理人については様式4により請負業者に通知する。
- (4) 適正な施工確保の措置  
専任の解除を認めた主任技術者等又は工事現場への常駐の解除を認めた現場代理人が他の工事において従事しようとする場合にあっては、双方の工事の適正な施工が確保できるよう、発注者間で十分連絡・調整するとともに、請負業者に対する指導も万全を期するものとする。

(別表1)

## 工事完成時における専任又は常駐を要しない期間



(1) 主任技術者等

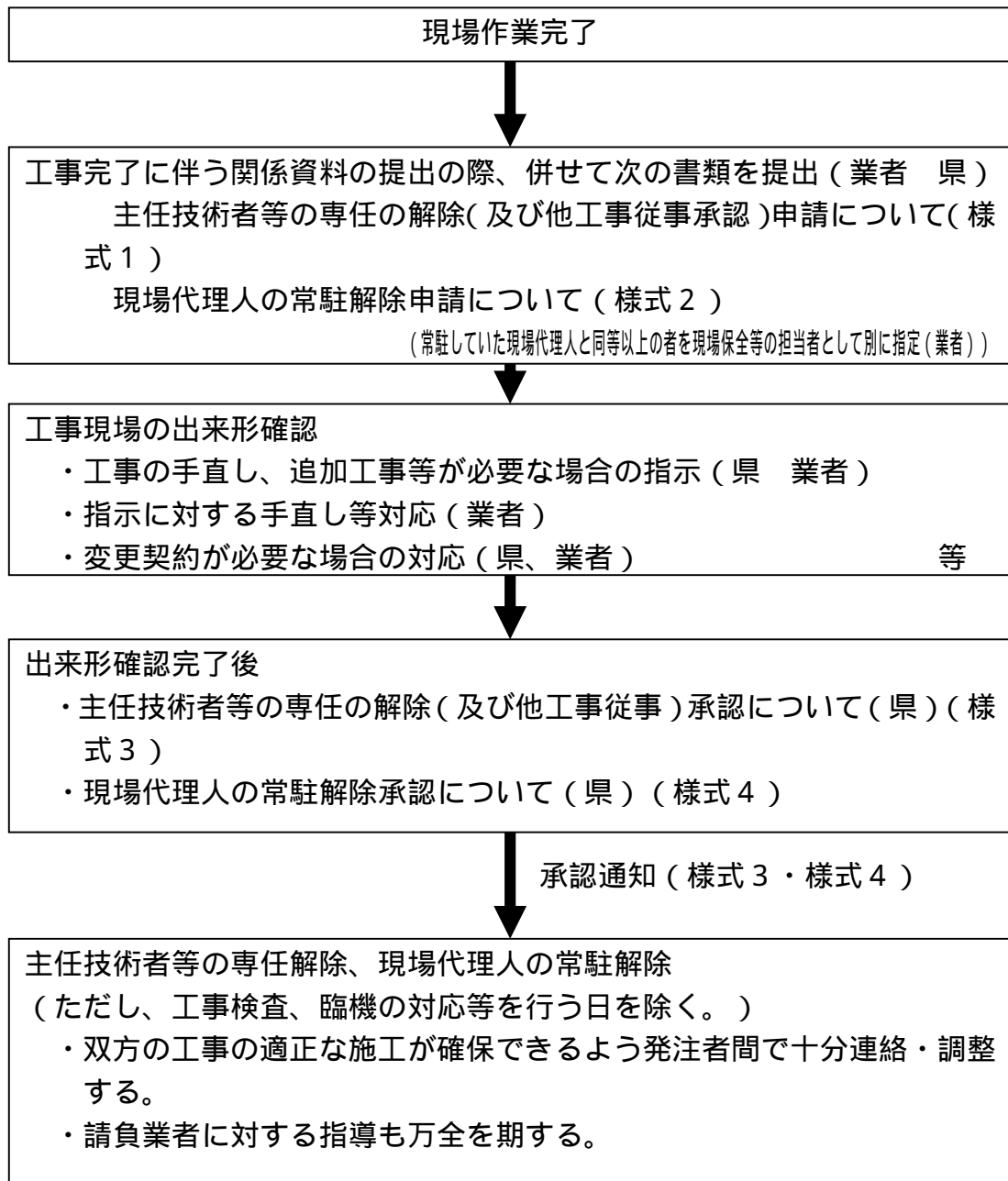
Aの期間について、請負業者からの申出を発注機関が承認した以降は専任不要（工事検査、臨機の対応等を行う日を除く。）

(2) 現場代理人

Bの期間について、請負業者が、常駐していた現場代理人と同等以上の者を現場保全等の担当者として別に指定すれば、請負業者からの申出を発注機関が承認した以降は常駐不要（工事検査、臨機の対応等を行う日を除く。）

(別表2)

## 主任技術者等の専任の解除及び現場代理人の常駐の解除に係る事務フロー



(様式1)

年 月 日

(発注者名) 様

(請負業者)

会社名

代表者

主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事承認( 1 ))申請について

( 工事番号、工事名を記載 )に配置している主任技術者等について、下記のとおり専任の解除(及び他工事に従事すること( 1 ))を承認いただきたく申請します。

記

1 申請する技術者

- (1) 職種(該当するものに をすること。)( 2 )  
主任技術者 ・ 監理技術者 ・ 監理技術者補佐 ・ 担当技術者
- (2) 氏名:
- (3) 住所:
- (4) 資格区分:
- (5) 資格証番号:

2 従事する他工事

- (1) 他工事への従事予定の有無(該当するものに をすること。)  
有 ・ 無
- (2) 従事する工事等の状況( 3 )  
発注者名:  
工事名:  
施工箇所:  
工事概要:  
請負代金額(千円):  
工期:  
従事を予定する職種:  
位置図(本件工事との位置関係を明示すること。)

- 1 必要に応じ( )内の表記を使用すること。
- 2 職種が担当技術者の場合、資格区分、資格証番号の記載は要しない。
- 3 工事が複数ある場合は適宜記入欄を追加し記入すること。  
また、予定工事も含め記入のこと。

(様式2)

年 月 日

(発注者名) 様

(請負業者)

会社名  
代表者

### 現場代理人の常駐の解除申請について

( 工事番号、工事名を記載 )に配置している現場代理人について、下記のとおり常駐の解除を承認いただきたく申請します。

記

#### 1 申請する現場代理人

- (1) 氏名：
- (2) 住所：
- (3) 資格区分：
- (4) 資格証番号：

#### 2 上記1の者に代わり指定する現場保全等担当者の状況

- (1) 氏名：
- (2) 住所：
- (3) 資格区分：
- (4) 資格証番号：

#### 3 従事する他工事

- (1) 他工事への従事予定の有無(該当するものに をすること。)  
有 ・ 無
- (2) 従事する工事等の状況  
発注者名：  
工事名：  
施工箇所：  
工事概要：  
請負代金額(千円)：  
工期：  
従事を予定する職種：  
位置図(本件工事との位置関係を明示すること。)



(様式3)

( 番 号 )  
年 月 日

(請負業者)

会社名

代表者

様

(発注者名)

主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事( 1 ))承認について

年 月 日付けで申請のあった( 工事番号、工事名を記載 )に配置している主任技術者等に係る専任の解除(及び他工事に従事すること( 1 ))について、下記のとおり承認します。

記

1 専任の解除を申請する技術者氏名:

2 従事する他工事( 2 )

工事名:

工期:

- 1 必要に応じ( )内の表記を使用すること。
- 2 工事が複数ある場合は適宜記入欄を追加し記入すること。  
また、予定工事も含め記入のこと。

( 様式 4 )

( 番 号 )  
年 月 日

( 請負業者 )

会社名  
代表者

様

( 発注者名 )

現場代理人の常駐の解除承認について

年 月 日付けで申請のあった( 工事番号、工事名を記載 )に配置している現場代理人に係る常駐の解除について、下記のとおり承認します。

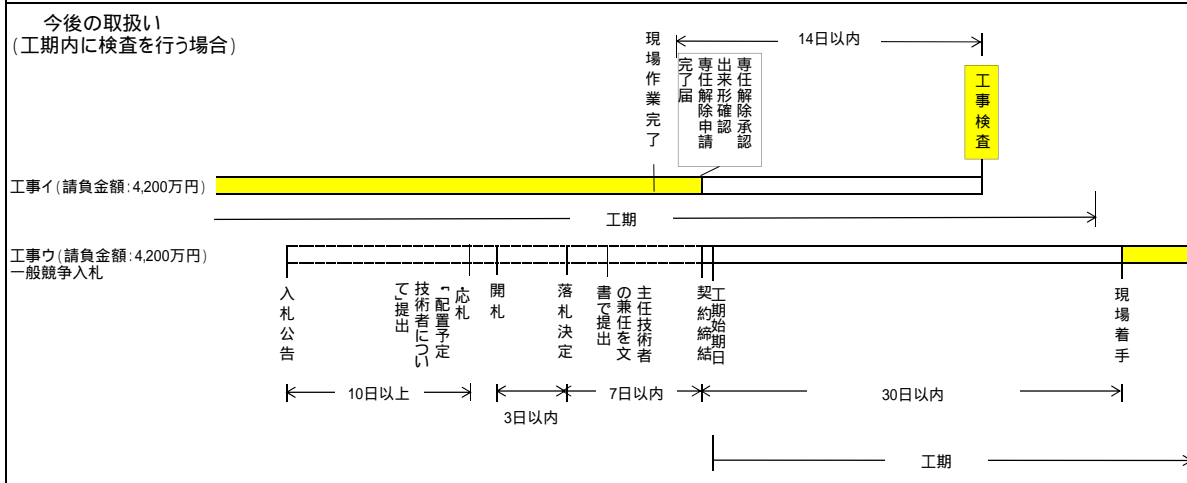
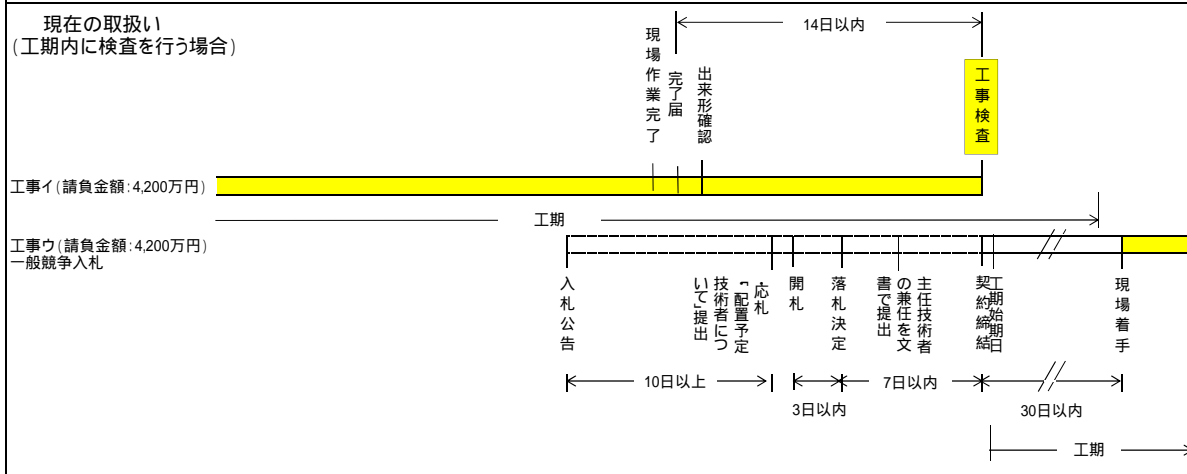
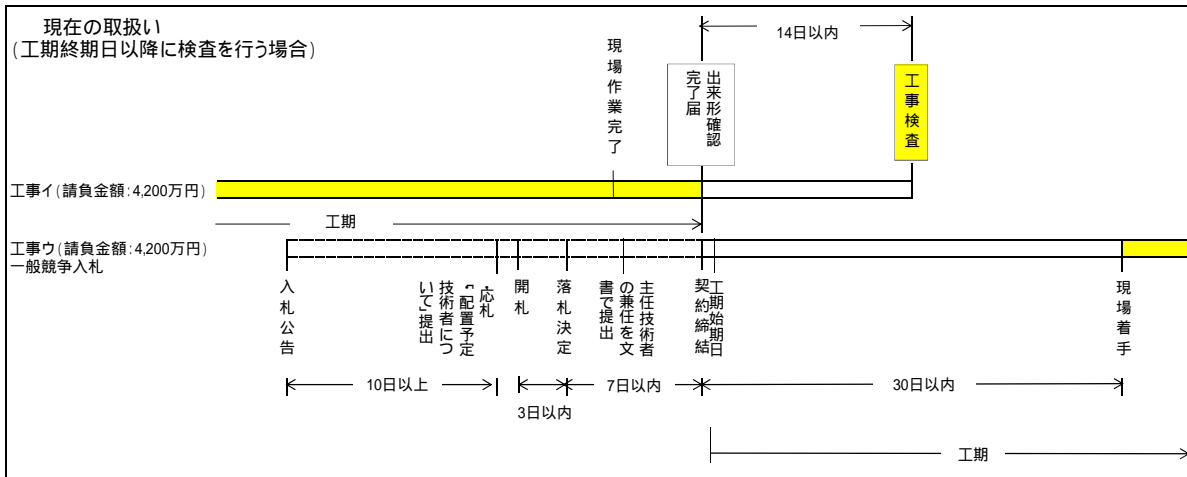
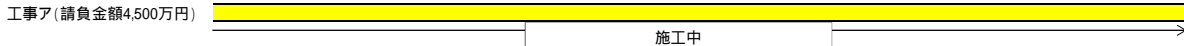
記

常駐の解除を承認する現場代理人氏名：

### 主任技術者の兼任等シミュレーション

< 仮定の条件設定 >

- ・ 工事アと工事イはともに請負金額4,000万円以上の専任を要する工事で、特例緩和措置により、同一の主任技術者a-1が兼任し施工している。
- ・ 現在、工事イの工事完成が近づいているが、新たに工事ウの入札が行われることが分かった。
- ・ 業者Aとしては、工事ウの入札に参加し、受注できれば、工事イの完成後に主任技術者a-1を工事ウの主任技術者として配置し、引き続き工事アと兼任させたいと考えている。
- ・ なお、工事ア、イ、ウは工事現場間の距離が10km以内である等、兼任要件は満たしている。



専任解除申請は、(様式1)「主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事承認)申請について」のことを指す  
 専任解除承認は、(様式3)「主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事)承認について」のことを指す

凡例

- 網掛け部分は主任技術者の専任期間
- 実線部分は主任技術者の配置期間
- 破線部分は技術者を配置しない期間

< 工事ウ発注者 > 工事ウ入札公告

< 業者 > 工事ウを受注し、同一の主任技術者a-1を配置したい旨を工事イの発注者に協議し、工事完了のタイムスケジュールを確認

< 業者 > 工事アの発注者に工事ウとの兼任の可否について協議 承認

< 業者 > 工事ウの発注者に「配置予定技術者について」を提出

< 工事ウ発注者 > (業者が落札候補者となると)工事アの発注者に兼任が可能であるかを確認。  
また、工事イの発注者に工事イの完了見込を確認

< 工事ウ発注者 > 工事ウ落札決定

< 業者 > 工事ウの発注者に工事アと兼任する旨及び工事イの工事名と工事完了届提出予定日を記載した「現場代理人、主任(監理)技術者等について」を提出。

< 業者 > 工事イ現場作業完了

< 業者 > 工事イ完了届及び「主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事承認)申請について」を提出

< 工事イ発注者 > 工事イ出来形確認完了。主任技術者a-1について、「主任技術者等の専任の解除(及び他工事従事)承認について」により承認。

< 業者・工事ウ発注者 > 工事ウ契約締結(翌日が工期始期日)

< 業者 > 工事アの発注者へ工事ウの発注者に提出した兼任する旨の文書(写)を提出

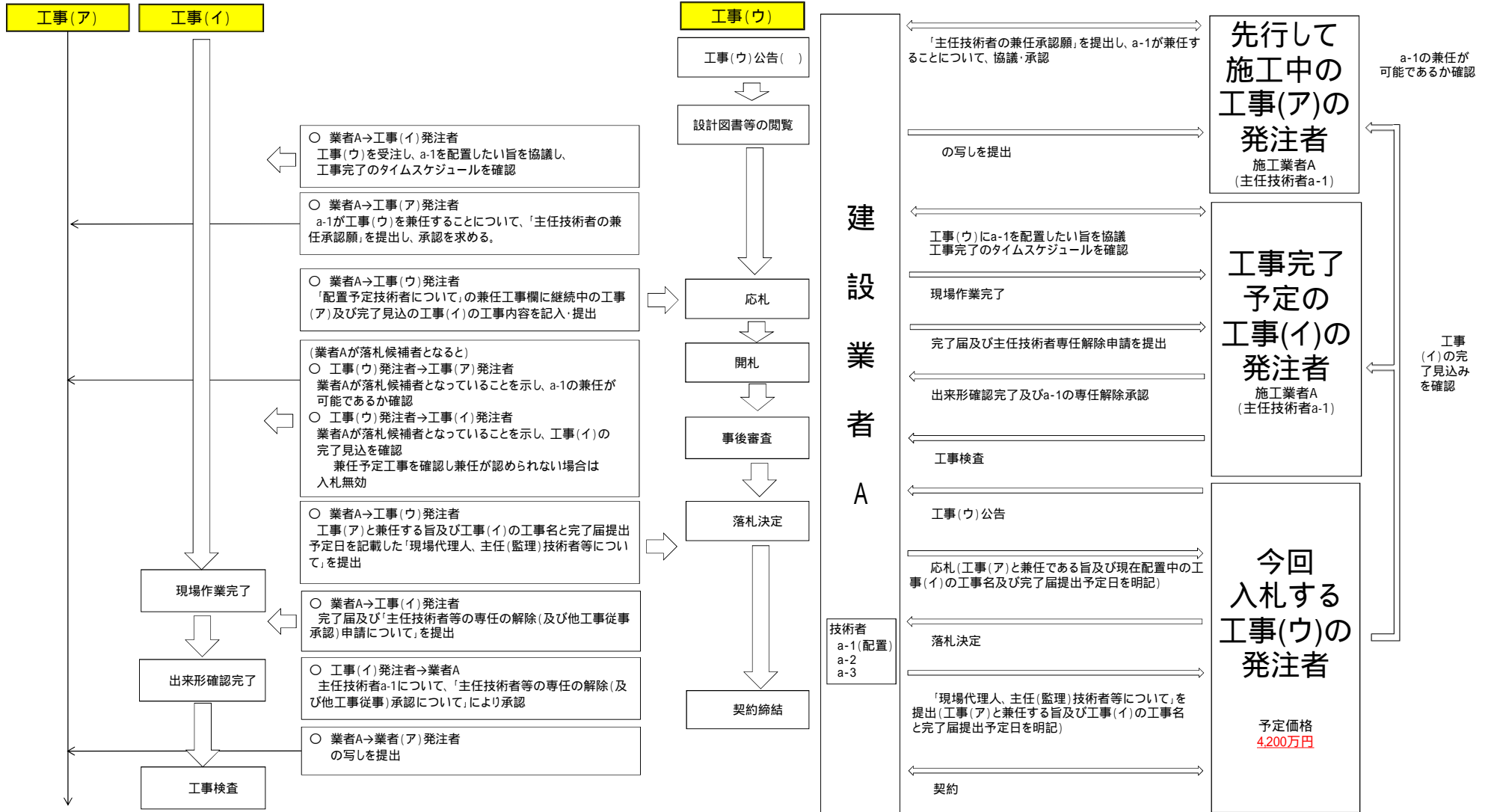
< 工事イ発注者 > 工事イの工事検査

全工事:県工事限定

# 主任技術者の兼任について

< 仮定の条件設定 >

- ・ 工事(ア)と工事(イ)はともに請負金額4,000万円以上の専任を要する工事で、特例緩和措置により、同一の主任技術者a-1が兼任し施工している。
- ・ 現在、工事(イ)の工事完成が近づいているが、新たに工事(ウ)の入札が行われることが分かった。
- ・ 業者Aとしては、工事(ウ)の入札に参加し、受注できれば、工事(イ)の完成後に主任技術者a-1を工事(ウ)の主任技術者として配置し、引き続き工事(ア)と兼任させたいと考えている。
- ・ なお、工事(ア)、(イ)、(ウ)は工事現場間の距離が10km以内である等、兼任要件は満たしている。

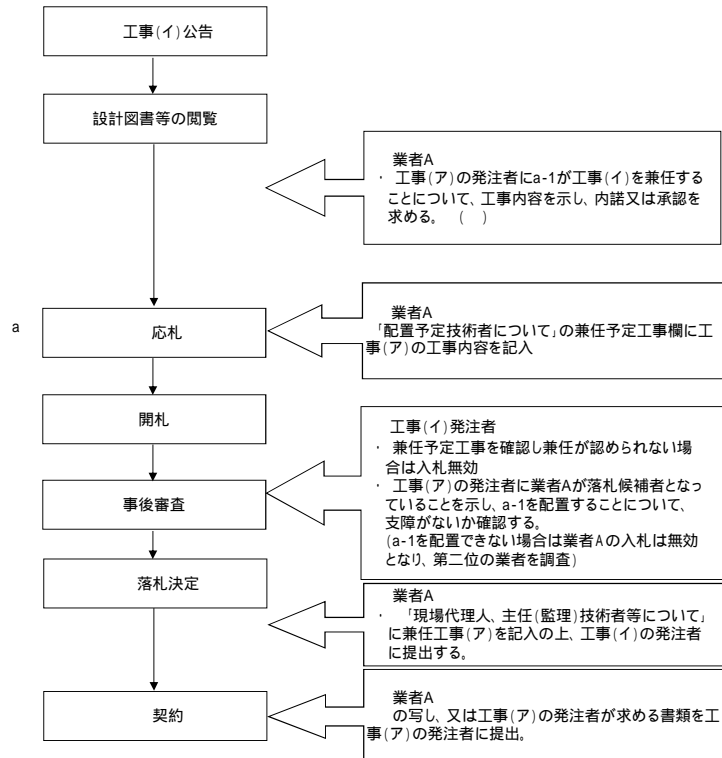


予定価格4,000万円以上の工事の場合で、緩和措置を適用せず、他工事との主任技術者の兼任を認めない場合は、その旨を公告中に明示する必要あり  
 ~ は右図の番号に対応

## 一般競争入札の事例1

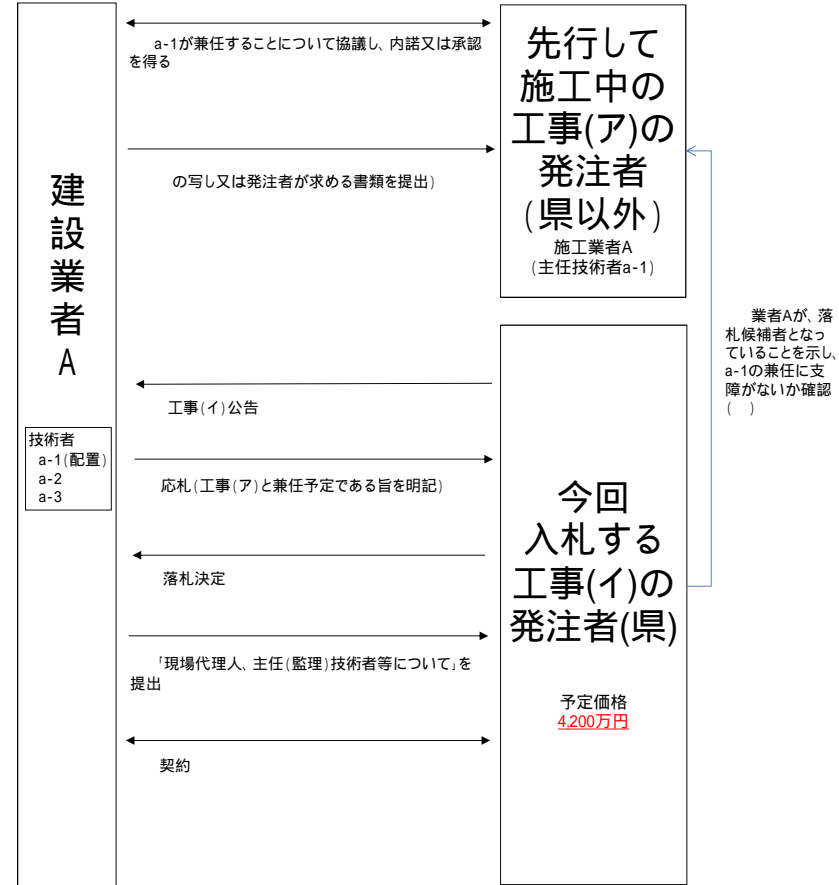
先行工事(ア)の発注者が県以外・今回入札工事(イ)の発注者が県の場合

- ・ 建設業者Aは主任技術者a-1を配置し、工事(ア)を施工している。
- ・ 工事(イ)の予定価格は4,200万円
- ・ 建設業者Aは工事(イ)の入札に参加し、落札後はa-1を兼任させる予定である。



予定価格4,000万円以上の工事の場合で、今回の緩和通知を適用せず、主任技術者の他工事との兼任を認めない場合は、その旨を公告中に明示する必要あり

- は右の図の番号に対応

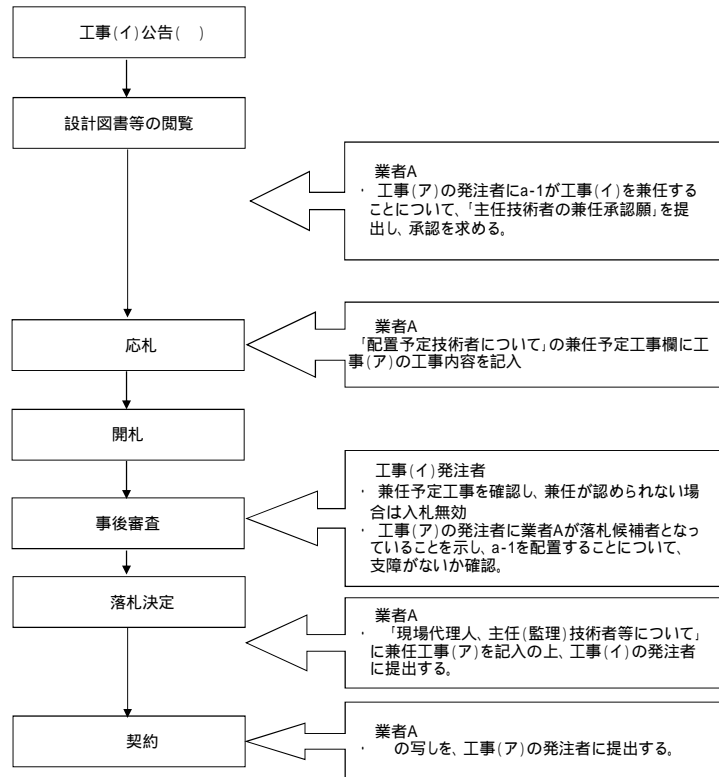


「配置予定技術者について」に確認した旨記載するとともに、a-1の兼任に疑義がある場合は、コリンズ照会や業者確認を行う。

## 一般競争入札の事例2

先行工事(ア)・今回入札工事(イ)の発注者が共に県の場合

- ・ 建設業者Aは主任技術者a-1を配置し、工事(ア)を施工している。
- ・ 工事(イ)の予定価格は4,200万円
- ・ 建設業者Aは工事(イ)の入札に参加し、落札後はa-1を兼任させる予定である。



予定価格4,000万円以上の工事の場合で、今回の緩和通知を適用せず、主任技術者の他工事との兼任を認めない場合は、その旨を公告中に明示する必要あり

- は右の図の番号に対応

